

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市シルバー人材センター運営事業費補助金	担当部課	福祉部長寿課
---------	------------------------	------	--------

基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市シルバー人材センター運営事業費補助金交付要綱			
			根拠法令等	有	高齢者等の雇用の安定等に関する法律			
	総合計画	基本目標	—			会計区分	一般会計	
		政策				予算区分	3-1-2 老人福祉費	
		施策				中事業名	シルバー人材センター補助事業	
	補助制度開始年度		昭和60 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名)又は対象者		公益社団法人シルバー人材センター			交付年数【※】	通算 21年以上	
	会員数【※】		514人	R6年3月31日現在		会費【※】	2,000円	
	他団体への交付【※】		対象となる団体が1つしかないため不可能			制度の周知方法【※】	—	
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和6年度				
例外規定			3(4)エ(ウ)・・・法律に基づいて義務的に設置された団体又は、国県等から委嘱された委員の活動で公益性があると認められる事業→最低限必要な額の交付を認める					
最新年度の補助内容		補助対象経費	人件費					
		補助対象事業費の総額	29,370,000円	補助金額	29,370,000円	事業全体の補助率	100%	
		特記事項						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く)を希望する高齢者のための就業機会の確保、職業紹介及び労働者派遣事業を実施するため。									
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 高齢者のための就業機会の確保、提供、公共施設の指定管理業務、職業紹介、一般労働者派遣等									
	事業費補助の実績(団体の主な活動の実績)※今年度は予定	R3年度実績(2021)		R4年度実績(2022)		R5年度実績(2023)		R6年度予定(2024)			
		会員数:500人 就業延人数:39,436人 契約金額:162,145千円		会員数:509人 就業延人数:39,471人 契約金額:164,463千円		会員数:514人 就業延人数:30,728人 契約金額:143,562千円		目標会員数:658人 就業延人数:未定 契約金額:143,352千円			
		補助対象事業費		32,126,912円		30,819,000円		28,738,000円		29,370,000円	
		補助金額		32,126,912円		30,819,000円		28,738,000円		予算額 29,370,000円	
	財源	国及び県									
		市(一般財源)		32,126,912円		30,819,000円		28,738,000円		29,370,000円	
		その他									
	補助金等の効果※今年度は予定	様々な形で、市内高齢者の就業機会の確保に寄与できた。		様々な形で、市内高齢者の就業機会の確保に寄与できた。		様々な形で、市内高齢者の就業機会の確保に寄与できた。		様々な形で、市内高齢者の就業機会の確保に寄与する。			
今後の方向性・担当部署の自由意見	法律で定められた団体が実施している事業であり、同様に事業継続していく。										

【※】欄は、団体補助のみ

	確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	高齢者の就労機会を創出しており、基本目標4「誰もがいきいきと安心して暮らせるまち」に寄与している。
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	
	市民ニーズは認められるか	○	

有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○		
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○		
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	—	対象外	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○		
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	×	要綱上、明確な補助率は設定していない。
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
	運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○		
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○			
市の施策的課題の解決につながるものか	○	高齢者の生きがい活動や就労の場の創出に寄与している。		
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○			

補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	高齢者の就労機会提供に特化した全国組織下の公益社団法人であり、地域の実情にあった独自性を発揮しながら実施するには、補助金交付による自主的な活動が望ましい。
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	法律に基づき設置された本市で唯一の高齢者の就業に関する事業を実施している公益社団法人であるため、補助対象者としては限定されている。
	同様の活動を行ってれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	×	法律に基づき設置された本市で唯一の高齢者の就業に関する事業を実施している公益社団法人であるため、補助対象者としては限定されている。
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似する事業はない。	

総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容
	A	高齢者の雇用促進に寄与しており、市の施策、社会情勢にも合致した内容であることから、公益性及び有効性の高い事業である。

【※】欄は、団体補助のみ